

ZENKOKU 青税連

1988・2・20

第三次商法改正反対！

新型間接税導入反対！

No.78

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 新国 信 編集人 広報部長 松葉 美則

No.78 CONTENTS 1988.2

商法改悪・新型間接税導入反対へ向けて 強固なる組織化を!!

○第三次商法改正・最近の動向

商法対策委員長 益子 良一 3 ~ 4

○税理士法第一条の解釈統一問題について

法対策部長 辻村 祥造 5 ~ 8

○秋季シンポジウム・『税制改革を考える』

税制改革委員長 中島 一晶 9 ~ 10

○税制改革

税理士の立場で考えるその視点と提言

近畿青税・税制改革特別委員会 11 ~ 16

○岐阜大会案内 16

○編集後記 16



第三次商法改正・最近の動向

——反対運動への取り組み——

商法対策委員会委員長 益子良一



1. 「要綱案」は各界意見を尊重していない！

法務省は昭和61年5月に商法改正試案（以下「試案」という）を発表して、その後、各界に対して意見の聴取を行った。

それをうけて、法制審議会商法部会（以下「法制審」という）では、商法改正要綱案（以下「要綱案」という）の作成作業にはいっている。

しかし「要綱案」をみていえることは、「試案」から「要綱案」にいたるにあたって、各界意見が全然尊重されていないといえよう。

例えば、最低資本金制度の問題で、株式会社の最低資本金は2,000万円、有限会社では500万円の線は崩していないし、中小企業団体等に抵抗の強かった「公開と調査」についても、慎重な検討を加えることなく強行する構えである。

これでは、なんのための各界に対する意見照会であったのかわからぬといえよう。

（「要綱案」の内容については、1987年12月付にて配布した『速報！商法・有限会社法改正要綱案（抜粋）』を参照されたい。）

2. 商法問題で非民主的な日税連！

日税連では、昨年の11月26日、午前11時より正副会長会、午後1時より常務理事会、午後3時より理事会が開かれ、日税連商対委員会の中間答申が報告されている。

（日税連商対委員会の中間答申については、税理士界951号を参照されたい。）

商法改正については、我々税理士にとって、重大な問題であるので、月末のいそがしい中、青税会員および婦税会員が傍聴にかけつけた。

しかし、正副会長会、常務理事会の内容は、理事会でも同じ内容がでてくるということで、理事会のみ傍聴させ、正副会長会と常務理事会の傍聴を拒否してきた。

とくに正副会長会では、傍聴申請がでているのにもかかわらず議長は傍聴申請をにぎりつぶしたまま会議にもかけていない。

密室のなかでなにが審議されたのか？

やましいところがなければ堂々と傍聴させてしゃるべきである。

このような非民主的な会務運営のなされる日税連で果して会員のためになる商法改正が進められるか非常に疑問である。

とくに、中間答申でも、「会計調査人制度の導入に関し、委員会としての統一的意見の表明が困難な現段階においては、各委員から提出された意見を整理し、これを一応の審議結果として答申することとした。」として、三つの意見が併記されている。

しかし、理事会で片岡会長は、「『中間答申』をもって適時適切に対応できると思う。」と表明し、佐藤商対委員長は、「両論併記とは数字（意見に対する委員の数）がはいらない場合で、数字がはいればそれが一つの中間答申とみれる」と一定の方向に意見を誘導しようとしている。

我々は、商対委員会で意見の統一がみられなかつたのを一方的な見方で答申を曲解させ税理士会を誤った方向へ導びくことに対し黙過することはできない。

3. 反対運動への取り組み！

商法改正法案の提出は一年のびて、来年の3月頃上程される予定である。

我々は法案成立阻止にむけて反対運動に取り組んでいかなければならない。

税理士全員むけには、キャンペーンビラを配布することによって、商法がどのように改悪され、我々税理士業務にどのような影響を与えるかについて訴えていきたい。

また商法改正問題について直接の当事者である中小企業はどのような影響を受けるかあまり知ら

れていながら実情であると考える。

そこで、中小企業むけに、パンフレットを作成し、商法改正によって中小企業はどのような影響を受けるのか訴えていきたいと考える。

さらに欧州に商法の視察団をおくりたい。

というのも、西ドイツでは、1987年1月1日以降の開始事業年度から、「公開・監査」が適用されている。

したがって、社会問題としては決算が終了した後の1988年5月頃より生ずるものと予想されるので、この一番新しい西ドイツの状況を会員に伝えたい。あわせて、イギリス及びフランスの「公開・監査」の実態と問題点の調査を行ないたい。

そのためには視察にあたっての事前の勉強会を早急に行う必要があろう。

この視察の結果は、商法改悪反対運動に際し、国会議員に問題点を強く訴える有効な資料となることだろう。(具体的日程等は、「欧州視察団募集のお知らせ」参照)

4月か5月頃の早い時期に、商法改悪反対総決起集会を行いたいと考えている。

反対運動への取り組み方について、会員各位より意見をおよせいただければ幸いである。

4. 中小企業、国民の立場にたって!

今年は、たつ年で激動の年になるだろうといわ

れている。

円にしても120円で一頃では想像もつかないような円高が続き、どこで落ちつくかも不明な状況にある。

当然この円高の影響は日本経済に深刻な状況をもたらし、私たちの関与先である中小企業が一番の被害をうけることが予想される。

さらに今年は、抜本的な税制改革ということで、昨年国民の反対によって導入を断念させられた売上税すなわち大型間接税を、名前をかえて秋には成立させようと画策がなされている。

商法しかり。

中小企業の成長と発展を願って中小会社の実態に則した業務運営の簡素合理化につながる商法改正を望んでいるのに、逆に中小会社の成長と発展をさまたげ、さらにはその存在すらもおびやかすような商法改悪がなされようとしている。

あとで考えると、「あの時が歴史上の分岐点であった。」といわれる場合がある。

私は、今年こそがすべての面で、歴史上の分岐点にあたるような気がしてならない。

日本という国がどういう方向で進むのか。

我々税理士は税の専門家として、今まで以上に中小企業の立場、そして国民の立場にたって行動していくなければならないことが要求されているといえよう。



税理士法第一条の 解釈統一問題について

法対策部長 辻 村 祥 造



(その背景と目的)

日本税理士会連合会（以下「日税連」という）において税理士法第一条の解釈を統一しようとの動きがおこっている。

片岡日税連会長はその所信表明において「税理士の使命達成に関する施策として、税理士業務の遂行並びに会務運営に大きな影響を及ぼしている税理士法第一条に定める税理士の使命について統一見解を取りまとめる」との方針を掲げて会務運営を開始した。

周知のようにこの問題は第三次商法改正における「会計調査人制度」の問題を発端として出てきたのであろうと考えられる。根強い反対にも拘らず、この制度の積極的導入姿勢を会内部において早急に固めたい現日税連の執行部にとって、この税理士法第一条に定める税理士の使命の解釈が個々の税理士において鋭く対立する状況が最大の障壁となってきた。

昨年集中的に審議をおこない、11月16日付で中間答申を取りまとめた日税連商法対策特別委員会においても、この「入り口論」において意見が全く対立した。

「会計調査人制度」を「受け入れる」とする委員においては「会計調査人制度は、税理士業務とは観点の違う新しい業務領域ではあるが、税理士制度の本質、目的、使命に背馳するものではない。」としている。

一方これに「反対」とする委員は「税理士の使命は納税者の自主申告権を援助しその税法上の権益を擁護することにある。このことに鑑み債権者等の利害関係人のために行う第三者証明である『調査』を、税理士が税理士の資格で行うことは極めて疑問である。いわんや同一会社については、不可能である。なお、同一会社について税務と『調査』の両立を容認することは税理士制度の変質と崩壊を招くおそれもある。」と意見を述べている。

この「入り口論」における対立が、税理士会内

部において最大の問題として立ち塞がっており、これを乗り越える方策として税理士の使命に関する統一見解を取りまとめ、「会計調査人制度」の導入をはかるべく今回の試みがなされているものと考えられる。

(あらゆる問題は一条の解釈から出発する)

しかし、「会計調査人制度」の問題からのみこの第一条の解釈問題が出ているとすれば、ことは余りに重大すぎる。これは多くの会員が感じられているところであろう。

税理士法第一条をどのように解釈するか。これは我々が税理士として直面するすべての問題の出発点といつても過言ではないだろうと考えられる。

象徴的な事件が昨年近畿税理士会でおこった。同会制度部がまとめあげた「税務行政の適正手続」に関する意見書が納税者の権利擁護の立場をとつていたために、会長職権によりその発刊を差止られた事件である。

この差止に至った理由を同会会長、担当副会長は次のように説明している。

- ①税務行政を憲法の立場から入った説明は税理士会として受け入れられない。
- ②全体に文章が難解で、正副会長会のメンバーは理解することができたとしても、一般会員は理解できないであろう。
- ③学説の引用に誤りがあって学者から苦情がでた場合、それに対応する自信がない。
- ④会員向けに資料を提供するのであれば、結論は出さずに参考資料名の紹介のみでよい。
- ⑤文中に結論めいた記述がありそれが偏った立場で述べられている。
- ⑥このような意見発表をして、税理士会と行政当局の間にいざこざをおこしたくない。
- ⑦会員がこれを読んで、例えば事前通知なしの調査は違法であるとして、行政当局ともめ事を起した場合の責任は誰がとるのか。
- ⑧国税庁から「税務調査の法律的知識」が過法に

発刊されているのでいまさら税理士会が独自の見解を発表する必要はない。(「専業税理士界」435号)

などである。そして差止に反してこれを出版することは、「制度部として作ったものは近畿会の財産であり、それを勝手に発行するのは窃盗、横領に値する。告訴も辞さない。」としている。

この近畿税理士会幹部の発言からは、納税者の税法上の権益擁護=税理士の使命、といった発想は全く皆無である。まして、その理由を読んでみるとみごとなほどに税理士会を税務行政の下請機関ととらえているようである。

昨年11月、日税連公開研究討論会が横浜で開催され、「税務行政手続の諸問題」と題して(東京地方税理士会、関東信越税理士会担当)、税務行政手続の整備の必要性について研究発表がなされた。私も研究委員の一人として参加したのであるが、税務行政における手続について法的整備の不足が痛切に感じられる昨今、この近畿税理士会幹部の発言を読んで、その頑迷さと強圧的な姿勢に恐怖感すら覚えたものである。

いずれにしても、この問題の差し示すところは税理士の使命をどのようにとらえるかということであろう。「税理士の代理権」、「税務調査の事前通知をはじめとする税務行政上の適正手続」、「第三次商法改正」、そして「税制改正に関する建議」など、我々を取り巻くあらゆる問題がこの税理士法第一条に定める税理士の使命に関連していくのである。そしてこの税理士法第一条の解釈統一が誤ったかたちでなされれば、税理士制度は完全に税務行政の下請機関となってしまい、我々は税務行政の下において「見ざる」「言わざる」「聞かざる」存在になってしまうであろう。

(「独立した公正な立場」とは)

税理士法第一条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と、税理士の使命を規定している。

昭和55年の税理士法改正において、旧法にあった「中正な立場において」が「独立した公正な立場において」と規定され、また「納税に関する道

義を高めるよう努力しなければならない。」との字句が削除されるとともに、新たに「申告納税制度の理念にそって、」が入った。

この「申告納税制度の理念にそって、」の文言はその修正提案理由にもあるように「税理士に課せられるべき社会的任務は、必然的に納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに税法上の権益を擁護することになる……」との趣旨から議員提案されたものであった。

しかし、このように税理士の社会的使命を理解しようとのうごきにもかかわらず、税務行政は税務代理士法の時代より一貫して、税理士制度を税務行政の補助機関として扱い、またその職業的規制を強化してきたことも事実である。

その職業取締法としての税理士法をみて見れば次のようになる。

- 大蔵省、国税庁の税理士会、日税連、そして税理士に対する監督権(税理士法、以下法という第49—57条)
- 大蔵大臣の税理士に対する監督権(法45条以下)
- 税理士に対する意見聴取に関する効力(法35第3条第3項)
- 調査の通知(法第34条)
- 税理士の署名押印の効力(法第33条第4項)

さらに昭和55年の税理士法改正において上記の構造が一段と強まった。

- 助言義務規定(法第41条の3)
- 帳簿作成の義務(法第41条)
- 使用人等に対する監督義務(法第41条の2)
- 支部の設置義務(法第49条の3)
- 試験科目の一部免除(法第7条)
- 懲戒処分効力の即時発生(法第44条以下)

の規定が新たに入ったのは周知のとおりである。

ところで、税理士の使命を「納税者の税法上の権利擁護」ととらない解釈とはどのようなものであろうか。聞くところによれば「納税義務の適正な実現」を法第一条全体にかぶせて解釈し、それを実現することを援助する税理士のポジションとして「独立した公正な立場」でなければならないとするものであるらしい。

これは、従来から税理士がその業務を遂行するにあたってその立場を「委嘱者と重複するものであってはならない」とか、「公共的視点によるものでなければならない」といった考え方の延長線上

にあるものである。

そもそも税理士制度が公共的使命を帯びていることは自明の理であって、その使命とはシャウプ勧告によるこの制度の創設目的にある「納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従つて行動することを助ける積極的で見分の広い職業群」を作りあげ、「納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度を持つ」ことを助けることでなければならない。

このような意味において「独立した公正な立場」という表現は公的な社会制度としては自明のことをいっているにすぎず、また法的意味としては改正前の「中正な立場も」現行法の「独立した公正な立場」も同じである。しかし税法規の解釈、ないし事実の認定においても意見の相違が無い場合には問題はないが、税務行政庁と納税者および税理士において見解、評価が別れる限界状況において、この「独立した公正な立場」というものは存在しない。納税者の側に立つか、税務行政庁等の側に立つか、このようなときの税理士の使命が税理士法第一条において明らかにされなければならない。(「税法学原論」北野弘久著参照)

ところで、いまの税理士が置かれている立場を見てみるとどのようなことになるのであろうか。「独立」とは通常、①「身分的独立」、②「経済的独立」、③「精神的独立」の三つをその内容とするが、大蔵省、国税庁の税理士および税理士会に対する監督権をはじめとする職業上の取締り諸規制は、我々の「身分的独立」を単に名目上のものにまで追込んでいるのが現状である。税理士会選挙への干渉、税理士会そして各支部を通じての税理士に対するコントロールがあり、また一方、大量の税務署OBによる会員増加は、税理士会の「精神的独立」につき、その幹部にさえ非常な危機感を抱かせている。

このような状況下において、税理士がその使命を「納税者の権利擁護」にはないと自ら表明することは、税理士会が自らを微税下請機関に落としめる暴挙というほかはない。

(税理士の使命)

では、現行税理士法第一条を含めて「税理士の使命」をどのように考えるべきであろうか。

税理士法第一条に規定する「納税義務の適正な

実現」とは国民の納税義務の実現をはかるとともに、国による納税侵害の限界を明確にすることである。これはシャウプ勧告による税理士制度創設の理念、そして日本国憲法に定める租税法の解釈原理そしてまた税理士制度が国民にとって必要とされる理由を考えれば自明のことといえよう。

強大な権力、かつ多くの税務官吏を使って徵稅を行う国に対して、税理士が納税者の権利を擁護しなければこの制度の存在意義はない。また「申告納税制度の理念にそって」は、その提案理由にもあるように「税理士に課せられるべき社会的任務は、必然的に納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに税法上の権益を擁護することになる……租税法規がますます複雑多岐にわたってきている今日、納税者の後見的な役割を税理士が担うことになることは当然であり、このことが税理士制度の存在の意義を一層高めている。」のである。

いま、この税理士法第一条の解釈統一が誤った形で意図的になされれば、税理士制度はさらに変質し、変容してしまうであろう。

そのうえ第三次商法改正による「会計調査人制度」を税理士が担うことになれば、ただでさえ危うい税理士の「独立性」は、「身分的独立」において大蔵省とともに法務省の監督を受け、「経済的独立」において「調査」と「税務」を兼務する会社により脅かされると考えられる。

そして最後に「精神的独立」は税理士法上の責任、民事上の責任、そして刑事上の責任によってほぼ完全に萎縮し、納税者の権利擁護などどこかにとんでもしまうのではないか。

税理士が納税者を護らなければ、納税者は税理士以外の者を頼りにせざるを得なくなるだろう。

我々は、この「税理士法第一条の解釈統一問題」に対して注視し、問題が表面化した場合には早急に広範な運動にとり組むつもりである。

—参考文献—

「税法学原論」 北野弘久著

「税理士の使命」 東京税理士界 371 号

福重利夫

次ページに、日税連会長宛の「税理士法第一条の解釈統一に関する質問書」を掲載。

昭和62年10月22日

日本税理士会連合会

会長 片 岡 輝 昭 殿

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12-303

全国青年税理士連盟

会長 新 国 信

税理士法第一条の解釈統一に関する質問書

貴会におかれましては益々御清栄のことと
お慶び申し上げます。

さて、貴会片岡輝昭会長の所信表明によりますと、税理士の使命達成に関する施策として、税理士業務の遂行並びに会務運営に大きな影響を及ぼしている、税理士法第一条に定める税理士の使命についての統一見解をとりまとめるの方針があげられております（「税理士界」942号）。

いうまでもなく、税理士法第一条は我々税理士の社会的任務を規定するものであり、ひいては申告納税制度のもとにおける税理士制度の在りかたを規定するものです。

税理士法第一条につき偏った解釈がなされれば、税理士の代理権、税務調査の事前通知をはじめとする税務行政上の適正手続、第三次商法改正、税制等に対する建議など税理士及び税理士制度をとりまくあらゆる問題に対して多大な悪影響を与え、またシャウプ勧告により「税務当局に対して納税者を代理する専門家集団」として創設され、その後申告納税制度のもとにおいて国民の間に定着してきた税理士制度を変質、崩壊させかねないものと考えます。

よって、当連盟は以上の理由から片岡会長の所信に対して重大な関心を寄せ、この質問書を提出するものです。

質問書に対する回答は昭和62年11月16日までに文書をもってなされるようお願ひいたします。

質問事項

1. 片岡会長の所信に、税理士法第一条に定める税理士の使命についての解釈が「税理士業務の遂行並びに会務の運営に大きな影響を及ぼしている」とあるが、未だ所信の内容からはどのような業務の遂行、またどのような会務の運営に影響を与えているのか明瞭でないため、明らかにしていただきたい

い。

2. 昭和55年の税理士法改正において、税理士法第一条に「申告納税制度の理念にそって」という文言が議員提案により修正挿入されたが、その提案理由のなかで「税理士に課せられるべき社会的任務は、必然的に納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに税法上の権益を擁護することになる」と述べられている。
現行税理士法第一条に規定する税理士の使命を解釈する場合に、その立法精神は明らかであり、これをどのように解釈してその見解を統一されようとするのか。
3. 同条にある「独立した公正な立場において」の表現のみを切り離して、税理士は納税者にも、税務官庁にも偏してはならないとする見解や、第三次商法改正論議における税務と調査の両立が可能とする見解は、上記に述べたごとく同条の全文を評価した解釈としては偏ったものといわざるを得ないと考えるが、いかがか。
4. 上記3に述べたような解釈は、シャウプ勧告以降、納税者主権主義を旨とした申告納税制度のもとにおいて、税理士の代理権の確立、税務行政上の適正手続の追及、税制等に関する建議など、国民のための税理士制度の確立をめざしてきた方向からは相入れないものと考えるが、いかがか。
5. 税理士法第一条の統一見解を取りまとめるについて、不当な法の解釈がなされては困るわけであって、どのような責任ある機関においてなされるのか。また、税理士会会員の総意をどのようなかたちで取りまとめるのか。

以上

秋季シンポジウム

『税制改革を考える』

税制改革委員長 中島一晶



昭和62年11月21日、全国青年税理士連盟、秋季シンポジウムが新横浜フジビューホテルで開催された。

今回の統一テーマは「税制改革を考える」で、サブテーマは「大型間接税の問題点」 担当・神奈川青税、「財政赤字とるべき財政」 担当・東京青税、埼玉青税、千葉青税、「税制改革のあるべき姿」 担当・近畿青税であった。

シンポジウムのレディメは192ページにもおよび、その内容も充実しており、各青税担当者の尽力に對して敬意を表したいと思う。

誌面の制限があるので全てを紹介する事が出来ないのが残念であるが、本稿では近畿青税の担当した「税制改革のあるべき姿」を取り上げてみた。

この項は3章から構成されており、第1章と第2章が「シャウプ勧告の理念」「シャウプ税制の変遷」として今日の税制の基礎となったシャウプ勧告をテーマとしており、第3章は「税制改革・税理士の立場で考えるその視点と提言」で、抜本的な税制改革が必要であるとされる現代において、巷間にわかれている改革案、解決案に対する疑問点を指摘している。

〔I〕 シャウプ勧告

一、当時の状況

①脱税が極めて多く、税法の不完全な運用のため不公平であった。この原因は次の悪循環にある。

税務官吏は納税者は過少に申告するものと思っている。→実地調査、帳簿調査なしに事務的に高く更生・決定する。→納税者はこれを通例と思い込み正直に申告しない。→(矢印は最初に帰る)

②直間比率は直:間=51:49で税収の約半分が間接税で占められていた。又、戦後の著しいインフレに税制が対応できず、最低生活費に食い込む点まで所得税が課税されていた。しかも著しい累進性のため給料生活者は通常勤務の手取給料額より残業部分の手取給料額が少なくなると

いう事態となり、国民は生活するのが精一杯であった。

- ③譲渡所得の5/10のみが、課税所得に算入され法解釈上、譲渡損失の半額に限って、他の所得から控除可能であった。
- ④匿名預金が認容されており銀行預金は富裕階級のための脱税の避難所と化し、累進所得税の原則が疎りんされている。
- ⑤税務代理士は約3,200名程度であり、その大部分は以前に税務官吏であった者で、その業務は納税者の代理としての税専門化としてより税務署との上手な取引者であった。

当時の大蔵省主税局国税第二課長原純夫氏の回顧——「端的にいって税金はめちゃくちゃだった。税だけでなく経済全体がめちゃくちゃだったので。アメリカの制度を輸入したハイカラな申告納税制度というものができておったのですけれども実際においてはインフレーションに吹きまくられて、税法の規定で何万円から何万円まで何パーセントの税だということがきまっていても、貨幣価値がまるっきり変わるのでから国民は食うや食わず、ヤミは横行するというようなときですから、税というものはきわめて姿意的に認められ、また姿意的にとられたい。」

二、シャウプ勧告の内容

上記の状況を踏まえてシャウプは下記の勧告を行なった。

- ①直接税を中心に行べきで、直間比率は納税義務自覚のバローメーターであり、直接税の方が応能



負担に適している。

- ②所得税の税率を引き下げ、控除を引き上げて税務行政を改善する。（税収の目標制度の撤廃、青色申告者に帳簿調査なしで更生決定を禁止、少額納税者への申告方式の簡素化……）
- ③譲渡所得、譲渡損失を全額課税の対象とする。
- ④あらゆる種類の資産の匿名所有に対して若干の制限を加える。（法人証券の登録、高額所得者の貸借対照表の提出、匿名預貯金の預入等の禁止）



- ⑤法人擬制説の立場から個人において譲渡所得の総合課税が行われることを条件に個人・法人間の二重課税を排除する。

- ⑥単にえこひいき、または寛大を得るために交渉するのではなくて納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生れるであろう。また引続いて適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに、税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとなれば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である。従って税務代理士階級の水準が相当に引き上げられることが必要である。

その他種々の勧告が行なわれたのであるが、昭和24年8月26日、第一次勧告の「概要」発表の記者会見でシャウプ博士は税制改正の目標として、次の5点をあげた。

- ①勧告において9原則に沿う経済安定の確保を図り、税の総税額の調整に重点が置かれた。
- ②向う数ヶ年安定する長い目から見て日本に有利と思われる諸制度を探査した。
- ③税制の不正、不公平を除去することに重点がおかれた。
- ④地方税収の実質的な増加に重点がおかれ、これに伴う国税の縮少も勧告された。

⑤税務行政、税法、特に税務官吏の質、税に関する訴訟手続の改善などが勧告された。

新聞対談でシャウプ博士は次のように答えていた。「一つの目的だけを特に選ぶことはしたくないのだが試みにやってみるならそれは公平すなわち負担を公平にするということだ。これがいかなる税制使節団にとっても使節団の最大の仕事だ。しかもこれはきわめて複雑な、困難な問題である。それにはかくれた不公平を探さねばならず、外見もっともらしく見える多くの提案に対して「否」と答えねばならない。そこでわれわれは何人も特定のグループのためを目的としたものだと評するとのできないような制度を考案することに努力した。それは公平の問題であるが、同時によき行政なくしてはそれを実現することは不可能であることをつけ加えなければならない。」

三、結語

シャウプ勧告の公平な租税制度は、完全に把握された所得に対して累進税率を適用することである。申告納税制度というものの「言葉だけの納税者の自主性に委ねる」ばかりでなく、「強力な常習の脱税の防止措置」を勧告している。こと租税制度においては、いわゆる個人のプライバシーより課税の公平の方が優先しているように思われる（例、配給番号の利用）。その上、勧告内容の一部のみの採用（つまり食）時の害をも説いている。また地方税においては事業税にかわるものとして安定した財源確保の見地より「付加価値税」（廃案となった売上税とほぼ同じもの）の導入を勧告している。シャウプ勧告は、理想理念としては申告納税制度に基づく総合課税主義を掲げたすばらしいものであるが、個々の内容を検討すれば現在においても各界の意見が鋭く対立する内容を数多く含んでいる。しかし、われわれ青年税理士は、このような問題に対し青年としての純粋な気持をもって、正面から取り組む時期に来ているのではないだろうか。



税 制 改 革

税理士の立場で考えるその視点と提言

1. 改革各論再考

今の税制は、社会構造の変化に対応していないために、いろいろな問題点が生じており、「抜本的な税制改革」が必要であると言われ、さまざまの方針が打ち出されている。しかし、問題点があることは事実としても、その認識と解決案には疑問点が少くない。そこで、そのいくつかを指摘する。

(1) 税負担の「不公平感」が蔓延しているから、税制を改正しなければならないのか。

不公平感の原因は、制度にあるのか運用にあるのか、それとも単なる憶測に基づくものなのか。もつと原因を確認してから、改革に着手すべきである。仮に巷で言われる「クロヨン」が運用と憶測に基づいて発生したのであれば、それなりの対応を取るべきであり、これらを放置して制度面を変えてしまったのでは、ますます不公平は拡大する。

(2) 大型(新型)間接税にしか新しい財源は求められないのか。

税源をどこに求めて、所詮負担するのは日本国民である。それ以前に、現行の直接税は公平であるのか。また運用は公正に行われているのか。さまざまな特例や優遇措置による負担の偏りや、天下り税理士や特定の団体による行政に対する圧力などを放置したままで、間接税を導入しても、ますます不公平が広がるだけである。

(3) 直間比率は何対何が妥当なのかを、まず議論すべきではないのか。

直接税の割合が4分の3も占めているから、直間比率を見直さなければならないと言うが、それでは間接税の定義とは何で、直間比率はそもそも何対何が妥当なのかという論議は十分に尽くされたのか。

(4) 大型(新型)間接税は、従来の物品税や酒税などの間接税と同じ性格のものか。

本来、物品税や酒税などの従来型の間接税は、

近畿青税税制改革特別委員会

ぜいたく品やし好性の強いものに対し、その消費の持つ担税力に着目して設けられたものである。しかし大型(新型)間接税は、個別の担税力よりも、幅広い税源に着目されたものであり、同じ間接税であっても、その性格は根本的に異なる。

(5) 税制の簡素化とはどういうことか。

扶養控除を例にとると、昭和47年に老人扶養控除の特例が設けられ、昭和54年に同居老親の特例ができ、さらに昭和57年に同居特別障害者の特例ができ、全部で4種類になった。キメの細かい制度をめざしたために、複雑になってしまふのは、イケナイことなのか。

(6) 国民のほとんどが中流階級になれば、累進課税の構造を手直ししなければならないか。

統計そのものが、上流、中流の上、中流の中、中流の下、下流の5段階の中から選択させており、必然的に中の3段階に集中するようになっている。また、中流という言葉の意味もあいまいで、資産家、中産階級、庶民という区分からみれば決して富の均一化が進んでいるとはいえない。また、たとえ累進税率のとどでも、仮に国民全員が同じ所得になれば同じ税額になるのであって、国民所得の平均化と累進税率の手直しとは因果関係はない。累進税率がどのようなカーブを描くべきかは、それぞれの所得階級が持つ担税力に応じて判断すべきものである。

(7) マル優は悪用が多いから、廢止しなければならないのか。

まず、国が国民に対し一定額までの預貯金を保護するために、その果実に対する課税を行わないことの、必要性がどこまであるのかを、真っ正面から検討すべきであった。悪用が多いというのは、まず運用面で解決すべき問題である。

(8) 国民背番号制はプライバシーの侵害か。

個人ごとに預金がどれほどあるかということが、国に知られるということは、プライバシーの侵害か。もし侵害であるならば、所得税、相続税など

直接税の申告書を国に提出するということは、プライバシーの侵害にならないのか。むしろ、税務調査と同じく申告納税制度を担保するために必要なのではないか。

(9) 高齢化社会に備えて、間接税の比重を高めておかなければならないか。

今や、社会構造は、第3次産業に従事する人口が相当の割合を占めるようになり、また今後も定年制が延長され、体力を要する労働が減少していくと予想される流れの中で、高齢者の内に占める就業可能者の割合は、今よりもむしろ増加すると考えられる（政界、財界の現況を見よ）。また、仮に今のままの状態で高齢化社会を迎えたと仮定して、間接税中心の税体系に変えたとしても、その高齢者が負担すべき間接税のために増額する年金は、若中年層が負担せざるを得ないから、結局、今のままで同じことである。

(10) 福祉目的税であればいいのか。

従来の一般財源による福祉政策の上に、さらに目的税で集まった税金をもとにしても、違った福祉政策を重ねるのであれば別であるが、単に一般会計から特別会計にワクを変えるだけであれば、むしろ、福祉政策の硬直化を招き、一般財源を福祉以外に自由に使えることになって問題がある。

(11) そもそも国民にとって減税とはなにか。

減税とは、国民にとって、国の共益費用の分担がトータル的に低くなることである。ある特定の税目が低くなった代わりに、他の税目の税金の負担が増えたのでは、それは、国民にとって減税ではない。また、国の国民に対するさまざまな施策が高密度になれば、当然その財源を負担するための税収を確保しなければならない。本当に国民の税負担にとって大事なことは、単に税額そのものの高低ではなく、国民お互いがどのように国の財政を負担し合い、その拠出したオカネをどのように使うかということである。

2. 近代社会における租税理論の変遷過程

税とはなにか、この命題を解く前に、現在の租税制度が確立されてきた過程を辿ってみることにする。歴史は必然を有するものであり、その時その時における、さまざまな問題点を探ってみることによ

って現在の制度が持っている意義を見つけ、さらには将来の方向性を判断することができるからである。

(1) 概 要

イギリスでは1215年に専制君主制度のもとで、マグナカルタ（大憲章）において、租税が議会の協賛によってはじめて有効に賦課できることが定められた。その後、封建制度のもとにおける人民に対する重税と特権階級に対する免税への人民の不満は、やがてフランス革命への導火線へと繋がつていった。その後の一連のブルジョワ革命の結果、封建制度が崩壊し、立憲国家へと移行するなかで、租税法律主義が逐次強化され、近代的な租税制度が確立してきた。

資本主義の発生とともに、経済的な応能負担の概念が生まれたが、当時は比例税率による課税こそが公平であるという考えが支配していた。その後、独占資本主義が成長するなかで、貧富の格差などの社会的問題が累積しはじめ、他方では社会主義革命がおこり、社会政策を含めた租税政策が必要とされるに至った。この頃になると、累進税率による課税こそが公平性を確保できるという考えも確立された。

さらに資本主義は進み、1929年の大恐慌に突入したが、アメリカ合衆国のルーズベルト大統領によるニューディール政策が一応の成果をおさめるとケインズ学者を中心として、租税政策は課税の公平の確保よりも、積極的に財政政策のために利用すべきであるという考えが支配し、さまざまな形で実施されていった。しかし、オイルショックを契機として、世界的にスタグフレーションや財政と国際収支の悪化などの経済問題に直面しはじめ、ケインズ政策では対応できないようになってきた。

このような中で、我が国における租税制度のあり方についても、今や、租税特別措置に代表される積極的な財政政策のための租税政策の利用は、見直されるべき時代に入っており、ここに改めて、負担の公平の見地に立って、租税制度を根本的な面から検討し、るべき税制改革について真剣に考えるべき時代であるといわざるをえない。

(2) 資本主義社会の勃興期における租税理論（18世紀後半）

アダム・スミス『国富論』（英1776）

地代、利潤、賃金を所得の源泉としてとらえる。

① 公平の原則

各人の能力に比例し、国家の保護の下に獲得する収入に比例して負担すべきである。（→能力に比例することが、国から受ける利益に比例する→応能課税の原則と応益課税の原則が未分化→これ以後の学者から応能課税の原則が唱えられるようになる。）

② 明確の原則

支払いの方法、金額は全ての納税者その他誰にでも明瞭かつ簡単でなければならない。

③ 便宜の原則

納税者にとって最も便宜と考えられる時期、方法で課税されなければならない。

④ 最小微税費

国庫に収められるもの以外の負担はできるだけ少なくなければならない。

(3) 資本主義社会の成長期における租税理論(19世紀後半～20世紀前半)

アドルフ・ワグナー『財政学』（独1883～1901）

独占資本主義のもとで、労使の対立、貧富の格差が著しくなる反面、公共経費の増大と社会主義勢力の台頭のもとで、累進課税など社会的租税政策が必要とされた。

I 財政政策上の原則**① 十分の原則**

国家経費を支弁するに足る収入がなければならない。

② 弹力性の原則

財政不足を増税または自然増収によって容易に埋められる制度が必要。

II 国民経済上の原則**③ 税源選択の原則**

原則として税源は国民所得に求め、国民財産、国民資本は努めて破壊しないようにしなければならない。

④ 税種選択の原則

租税を負担すべき者にその負担が帰着するように、租税の種類を選択しなければならない。

III 公正の原則**⑤ 普遍の原則**

広く一般人民に租税負担を求めるべきである。ただし社会政策上、少額所得者に対する減免措置は認められる。

⑥ 公平の原則

各個人の給付能力に比例して課税すべきである。また給付能力は、所得の増加割合以上に高まるので、累進課税でなければならない。

IV 税務行政の原則**⑦ 明確の原則**

租税は明確でなければならない。

⑧ 便宜の原則

租税の手続きは便宜でなければならない。

⑨ 最小微税費の原則

微税費用が少ないようにしなければならない。

(4) 資本主義社会の成熟期における租税理論(20世紀中期)**ケインズ理論とフィスカルポリシー**

1929年から始まった世界大恐慌のなかで、健全財政主義の見直しと有効需要を喚起するための積極的な支出政策(例 New Deal 政策)を柱とし、チャーチ・ガバメント(安価な政府)思想との訣別の中で、租税政策は積極的に財政政策(Fiscal Policy)に取り込まれていった。

リチャード・マスグレイブ「財政—その理論と実際」(米、1973)

① 公平**② 中立性(効率性)****③ 政策手段としての租税政策と公平性の調整****④ 経済の安定と成長****⑤ 明確性****⑥ 費用最小****3. そもそも税金とはなにか**

そもそも税金とはなにか。国民はなぜ税金を負担しなければならないのか。なぜ租税法律主義に基づいて課税されなければならないのか。そして、税理士はそれらに、どうかかわっていくのか。税に対する理論はさまざまな面からアプローチされ発表されているが、ここでは、納税者である国民の基本的な立場から検討してみることにする。

(1) 総論

税金とは、主権者である国民が、自分たちの共同のよりどころである「国」を運営していくために、主体的かつ積極的に分担すべき共益費用である。税金はお互いに負担しあうものであって、決

してオカミから取られるものではない。

(2) 日本国憲法にみる国民の責務

日本国憲法はその第1条において、主権者は国民であると宣言している。そしてその国民の義務として、

- ① 教育を受けさせる義務（第26条）
- ② 勤労の義務（第27条）
- ③ 納税の義務（第30条）

の3つがあげられている。これ以外には特に「義務」という言葉を見い出せない。

それでは、これらの義務とは何か。またその義務は誰から強制されたものであろうか。現憲法のもとでは国民の上に立つ者がいない以上、自分達以外の者から強制されたものではありえない。それは、自分達自身が、自分達の国の主権者として、基本的人権を保証し合うかわりに、最低限行うべき責任を確認したものである。つまり、「我々国民は、主体的な立場で、人を育て、物を生産し、国の財政を負担する責務がある。」ということである。

(3) 租税法律主義とはなにか

日本国憲法において租税法律主義に関する項目は次のとおりである。

第30条（納税義務）

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第84条（租税法律主義）

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

この租税法律主義を、国家の徴税行為に対する一定の歯止め、すなわち、徴税の本質を国家による国民に対する財産権等の侵害ととらえ、法律によってこれ以上税金を徴収されない最低限を保証したものであるとの解釈がある。この考えは、先に述べたとおり、過去の税の歴史をみれば、十分に納得できるものであるし、現在の税務行政を見ても、いたるところでこのような解釈をせざるえない状況が目につくことも事実ではある。しかし、この論法の前提には、国民に対し侵害するものとしての国家そのものが存在していなければならぬ。また、この場合の税とは「取られる」ものであるから、国民は税に対して、常に受け身的に対応するものであり続け、税のありかた、使

い方に対してどこまでも主体的に対応できるものではありえない。

そこで、租税法律主義というものを、立場を変えて検討してみると「租税のあり方は、主権者である国民が、間接民主主義における立法手続きによって、あくまで主体的に決めるものである」ということになる。現在の憲法のもとにおいては、法律はオカミが作るものではなく、国民が間接的手段によって作るものである。法律とは、国民が、国という共同体を運営するために、あらかじめ取り決めた事前合意のことである。つまり、日本国憲法第30条の「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とは、「国民はお互いに、自分達で事前に合意した内容に基づいて、財政を負担する責務がある」ということである。

(4) 申告納税制度と税理士の立場

税理士法第1条では、「税理士の使命」として「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とうたわれている。

現在の法律における申告納税制度とは、納税者が自らの手によって、自ら定めた法律の規定に基づいて、自らの税額を計算し、それを国に対して申告し納付することによって、納税の手続きが完了することを意味している。課税庁は、その申告の内容が法令の規定と異なっている場合か、申告をしなければならないのに申告しなかった場合だけ、納税者の税額を例外的に確定することができるにすぎない。このことは、国民は被支配者として税を取られる立場にあるのではなく、主権者として税を負担する立場にあるという前提がなければ成り立たないことである。これらの前提をもとに考えると、税理士の使命とは、一定の資格を持つ専門家として、税を主体的な立場で負担し合うべき国民の信頼を受けながら、それぞれが適正な負担を実現できるように、必要な知識と技術を提供し、また社会に発言し行動していくことである。

4. 税制改革の視点と提言

政府税制調査会が昭和61年10月28日に発表した「税制の抜本的見直しについての答申」において、

その基本理念として総理大臣からの諮問文に示されている「公平」「公正」「簡素」「選択」「活力」を取り上げ、さらに「中立性」と「国際性」にも配慮をしたとしている。しかし、この答申において、これらの個々の言葉の定義については触れられていない。公平とは何か、公正とは何か、税理士の立場で、視点を追求し提言を述べたい。

(1) 課税の公平について

国民の相互間において、負担の公平に対する疑念が定着すれば、納税意志は根本から崩壊する。

① クロヨンあるいはトーゴーサンピンの不公平概念は、早急に払拭しなければならない。現行の給与所得控除の意味について、従来から、(イ)必要経費、(ロ)経済基盤の調整、(ハ)捕捉率の調整、(ニ)源泉徴収による利息調整などからなると説明されているにもかかわらず、今年度から実施される給与所得者の実額控除制度の内容は、その全額が必要経費であるとの前提に立ち、さらにその範囲も極めて限定するなど、現実には使えない制度になっている。これでは、給与所得者のクロヨン概念は永久に消え去らない。給与所得者に対して実現と選択の可能な申告納税制度の途を提供し、自営業者と同じ基盤に立ち、感覚的な誤解に基づく「自営業者はうまくやっている」式の概念が取り扱われるようにならなければならない。

② キャピタルゲイン課税について、有価証券の譲渡益に代表される非課税規定や、利子所得に対する一律分離課税などの優遇規定は、是正されなければならない。資産所得の税負担が勤労所得の税負担よりも軽いのはどう考えても不公平である。また、捕捉がむずかしいから課税しないという対応は、根本的に不公平以外の何物でもないし何ら説得力がない。なぜならば、有価証券の譲渡益に対して捕捉が難しいから非課税とするのであれば、有価証券取引税だって存在しえないはずである。また収入源泉が不特定多数に上る事業所得の把握に比べれば、金融機関の数が限定されている利子所得の把握などずっと簡単なはずである。

(2) 課税の公正について

公正な税務行政が維持され、捕捉が適正にされなければ、いくら公平な制度が完ぺきにできていたとしても、負担の公平は確保されない。

① 最近関東地方で明るみに出た、相続税の脱

税事件では、元東京国税局長が所轄税務署に対し、調査を控えるように圧力をかけたとの報道が行われた。以前からこの種のうわさは、真偽は定かではないが、絶えたことがないし、今も現実に、顧問先を予約した天下り税理士が毎年生まれ続けていることからも、世間の一部ではその種のカオの効く税理士が必要とされているのは、否定できないところである。また、数年前から関西地方で明るみに出た、えせ同和団体による資産税をめぐる脱税事件の判決で、税務行政が今までこのような圧力団体に対して弱腰であり続けたことも、原因の1つであるとの指摘を受けているという報道がされている。たとえ「うわさ話」にせよ、あるスジからのカオや圧力によって、税金がどうにでもなるという話に、それなりの真実味を抱かせる素地があるかぎり、公正な税務行政に対する評価は厳しいといわざるをえない。

② 税務行政の適正手続の整備をしないかぎり、納税者と課税官の追い掛け合いは続くであろう。手続規定がないから、事前通知もしないし、ガサ入れ的な調査も平気で行われる。何も出てこなければ、出てくるまで続けるし、なんとなく含みを持たせたような收拾のしかたを匂わす。調査を受ける方はたまらなくなり、オミヤゲの修正申告を行う。このような繰り返しが行われる中で、納税者も「来れば、どうせタダでは帰らないだろう」という思い込みを持つようになり、あらかじめその分だけ調整しておこうという風潮が生まれる。

このような環境の中で、税理士が適正な納税義務を指導していかなければならない状況は、まことにナサケナイかぎりである。「正直者がバカをみる」ことになれば、税務行政への信頼は崩れるばかりである。

③ 現在、個人の不動産所得、事業所得、雑所得の計算は、社会保険診療報酬によるもの例外として、すべて総収入金額と必要経費による実額計算しか認められていない。この結果、記帳余力のない小規模事業者や給与と併せて支給を受ける保険の外交員などについては、正規の計算が事実上できないため、存在していないはずの標準率表を用いたり、法定申告期限直前に相談会場等で、不完全な資料に基づいて駆け込

み作成をしたりして申告をしている状況である。また中には、税額から逆算しながら申告書を作成している者もあると聞く。そして、このような相談会場で受けられた申告書については、その後、税務調査を受けた例もあまり聞かない。このような状況が続くかぎり、これらの小規模事業者はいつまでたっても、あるはずのない「法のたてまえ」の外に置かれたままであり、これ以外の事業者や給与所得者からみれば公正な課税の確保という面から大いに疑問を持たれるところである。これらの所得者については、給与所得者と同じく、概算率による申告手続と実額による本来の申告手続とを選択方式により、法的に途を開く保証を行う必要がある。

(3) 簡素な課税というものについて

簡素な課税とは、制度の趣旨が明確であるという意味であって、単に計算が単純という意味ではない。公平と公正という基準を守るために、制度がよりキメ細かくなるのは当然のことである。経済や社会の構造が高度に複雑化すればするほど、税制も複雑になってくるのはやむを得ないし、それゆえに税理士という専門家も必要とされるのである。もちろん、常に個々の税目の存在意義や制度の目的を検討して不要なものは積極的に整理していくなければならないことはいうまでもない。

(4) 課税の選択について

最近、直間比率の見直しが呼ばれているが、どのように変えたところで、負担するのは、今と同じく法人個人を通じた国民である。以前の帝国主義国家のように他国を侵略して収奪してくるわけにはいかない。直接税ではこれ以上取れないから間接税に財源を求めるという発想は、あまりにも軽薄であり危険である。また一方、税金は金持ちから取ればよいという発想も、「税金とは主権者である国民がお互いに負担しあう共益費用」とい

う前提から考えると無責任である。基本的には、税金は、国民全員が課税最低限を超えるそれぞれの負担能力に基づいて、責任をもって担うべきであり、そのための適切な税源を選択すべきである。

(5) 活力と課税について

課税という行為は、常に経済活動と密接なつながりがある。しかし、課税によって、経済活力を損ねたり、経済活動に悪影響を与えることは、絶対に避けなければならない。例えば、昨年の春に廃案になった売上税に関しては、経済取引上で弱い立場にある事業者は転嫁の困難さを真剣に懸念したし、一方で消費者は物価の上昇を真剣に憂慮した。租税制度が経済取引に与える影響に関しては、十分に注意し配慮しなければならない。また、課税最低限については、その意義と根拠とを明確にし、説得力のある具体的な金額によって示されなければならない。

※この文章は中島税制改革委員長の推せんにより秋季シンポジウム「税制改革を考える」に非常に参考となる内容ということで「近畿青税」No.107よりそのまま掲載させていただきました。

岐阜大会を成功させましょう！

鵜飼・柳ヶ瀬観光など――

楽しい企画がそろっています。

ご家族そろってご参加ください。

日時 1988年8月7日(日)～8日(月)

場所 長良川河畔・岐阜グランドホテル

○多数のご参加をお待ちしています。

員をふやしましょう。

○商法改悪、新型間接税導入への布石が着々と敷かれています。これに立ち向うには会員一人一人と強固な組織力をもってせねばなりません。

○中小企業及び税理士制度を守る為、最後まで頑張っていきましょう。

▷編集後記△

○78号をお届けします。

○'87秋季シンポジウムは神奈川青税のご努力により、大成功裡に終りました。ご苦労様でした。神奈川青税の女性会員の多いのには驚きました。その他の各単位青税も大いに女性会